

○ 投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）（第十三条関係）

改正案	現行
（計算関係書類に係る会計監査報告の内容） 第五条（略） 2（略） 3 第一項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業の前提（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第六十条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項 二、四（略） 4・5（略）	（計算関係書類に係る会計監査報告の内容） 第五条（略） 2（略） 3 第一項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業の前提（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第六十条に規定する継続企業の前提をいう。）に係る事項 二、四（略） 4・5（略）